

# 富谷市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画

〔平成30年度～平成32年度〕

## 概要版



平成30年3月  
富谷市

### 目次

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 計画の位置付け               | 4. 富谷市の地域包括ケアシステム |
| 2. 計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系 | 5. 計画の重点事業        |
| 3. 富谷市の現状と今後の見込み         | 6. 介護保険料の設定       |

# 1

## 計画の位置付け



高齢者保健福祉計画は、富谷市総合計画を上位計画として、高齢者すべてに関する保健福祉全般にわたる計画と位置付けられています。その中で、介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者及び介護をする家族を支援するための計画です。

また、第7期みやぎ高齢者元気プランをはじめとする、健康または福祉の関連計画を踏まえたものとなります。

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間であり、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年を見据えた中長期的な計画とします。

# 2

## 計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系



平成37（2025）年までの長期的な視点で推進する将来像

「あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります」  
（地域包括ケアシステムの深化・推進）



第6期計画の基本理念を継承します。

「高齢者が住み慣れた地域で安心して  
自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」



2つの基本目標と5つの事業体系を設定し事業に取り組みます。

地域で高齢者が自身の健康を  
守ることができるまち



高齢者の心身の変化に  
あわせた支援ができるまち

1

心と体の元気づくりの推進

2

共に支える地域づくり  
・  
認知症施策の推進

3

安心できる在宅生活のための  
環境づくりの推進

4

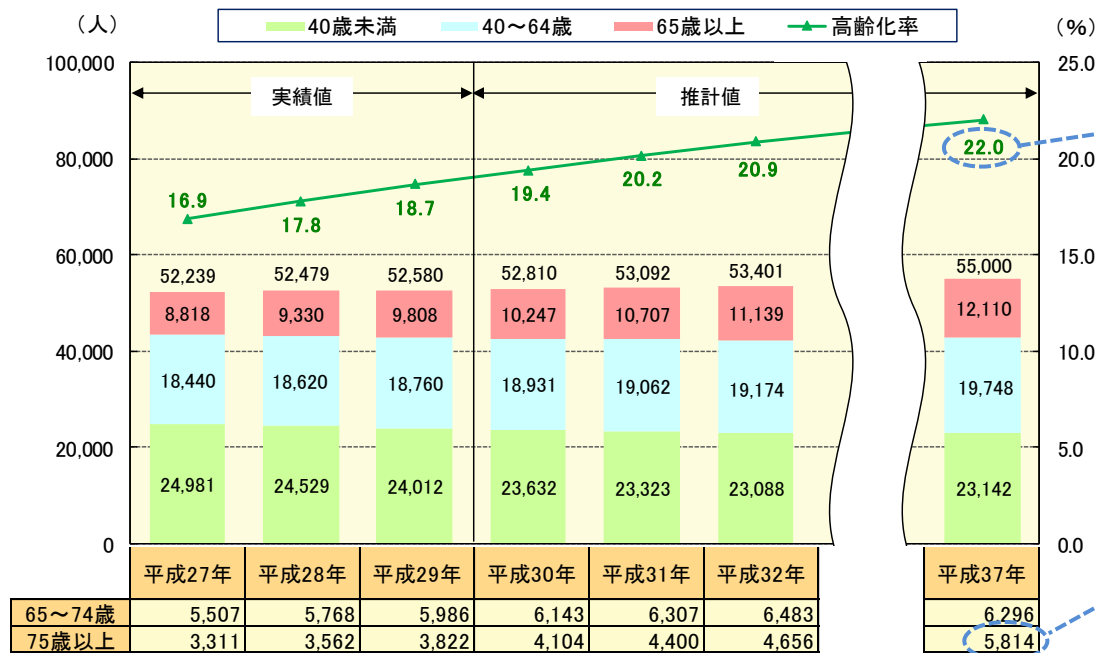
地域包括支援事業の推進

5

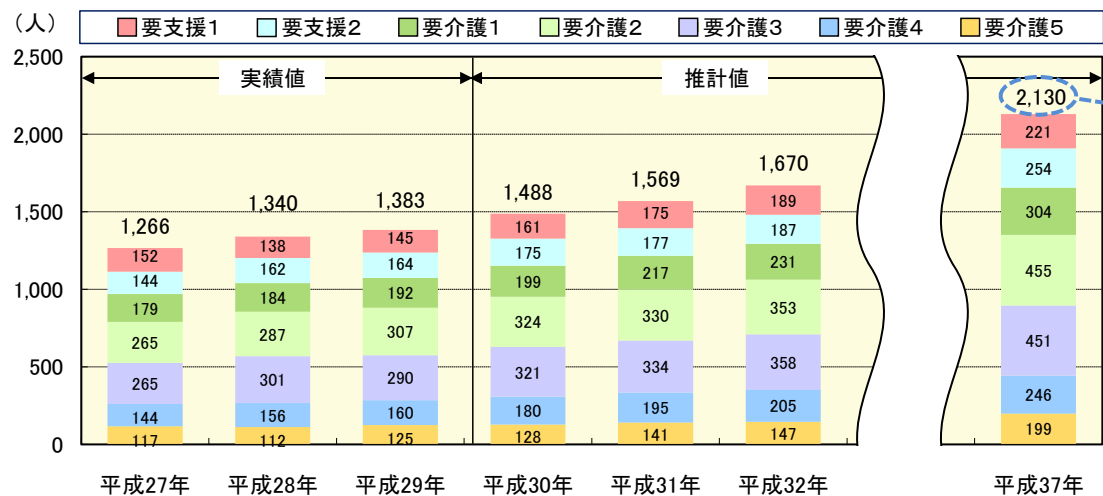
介護保険事業の推進



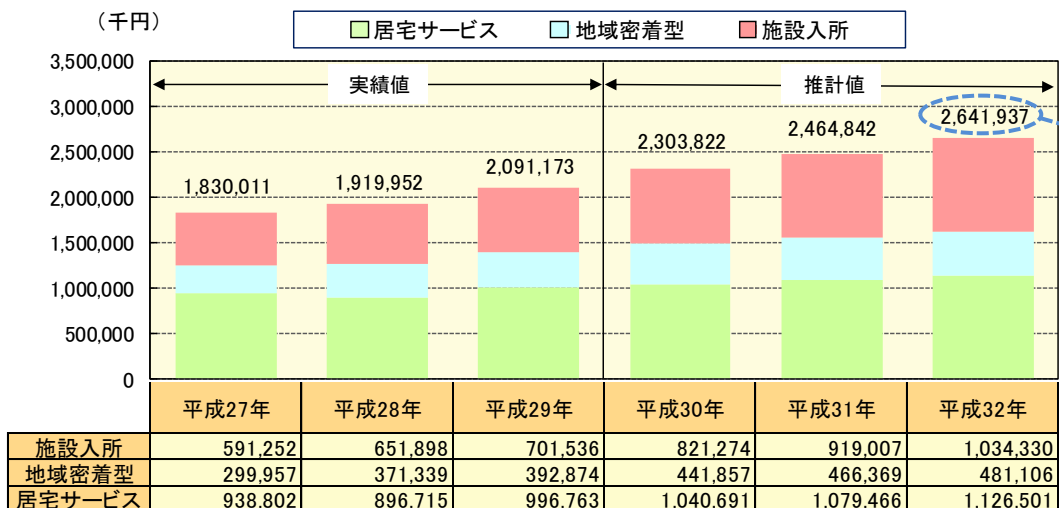
### ◆◆ 総人口と高齢者人口の推移 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



### ◆◆ 要介護認定者数の推移 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



### ◆◆ 給付の推移 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆







## 互 助

地域の方々によるお互いの  
助け合い、支え合い活動



地域活動の発信・支援

## 共 助

介護保険に代表される  
社会保障制度及びサービス

相談機能の充実

- 総合相談
- 権利擁護事業等



施設・居住系のサービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- グループホーム
- ケアハウス
- 有料老人ホーム等



ケアマネジャーによる  
サービスのコーディネート

高齢者の閉じこもり予防・  
交流の場の推進

- ゆとりすとクラブ・サロン事業

福祉健康センターにおける健康づくり・交流の場

高齢者の活動支援推進

- 老人クラブ
- 元気・元気高齢者応援事業

一人暮らし高齢者への支援

- 虹いろ会食サロン

地域交流ステーションの推進

- 街かどカフェ

高齢者の外出支援

- とみばす事業

安心して暮らすための情報発信促進

- 高齢者のためのケアパスの普及
- 買い物情報発信事業
- 住まいの情報発信事業

参加

交流

支援

利用

居宅系サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護等

高齢者在宅生活支援事業の推進

- 緊急通報システム事業
- 家族介護用品支給事業
- 給食サービス
- 元気回復ショートステイ事業

介護する家族への支援

- 家族介護者教室・交流会
- 認知症の人と家族の会
- 緊急支援ショートステイ事業

地域包括支援センターの整備・機能強化

- 地域包括支援センターの周知・創設
- 生活支援サービスの体制充実
- 在宅医療・介護の連携
- 地域ケア会議の開催
- 社会資源マップの作成
- 生活支援コーディネーター

多職種連携の会

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 筋トレ型通所サービス
- 通所介護相当サービス
- 生活支援型訪問サービス
- 訪問介護相当サービス
- 一般介護予防事業
- サロン型通所サービス「サロンより愛」

災害に強い地域づくり

- 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難支援個別計画策定
- 福祉避難所の充実



認知症にやさしい地域づくり

- 認知症学びの講座（認知症サポーター）
- 認知症SOSネットワーク事業

認知症の方を地域で支えるための支援

- 認知症地域推進員の活動
- 医療ネットワーク推進事業
- 認知症初期集中支援チームによる支援

見守り支え合うネットワーク

- 民生委員・児童委員
- 町内会等

### ◆◆『地域包括ケアシステム』ってなに？◆◆

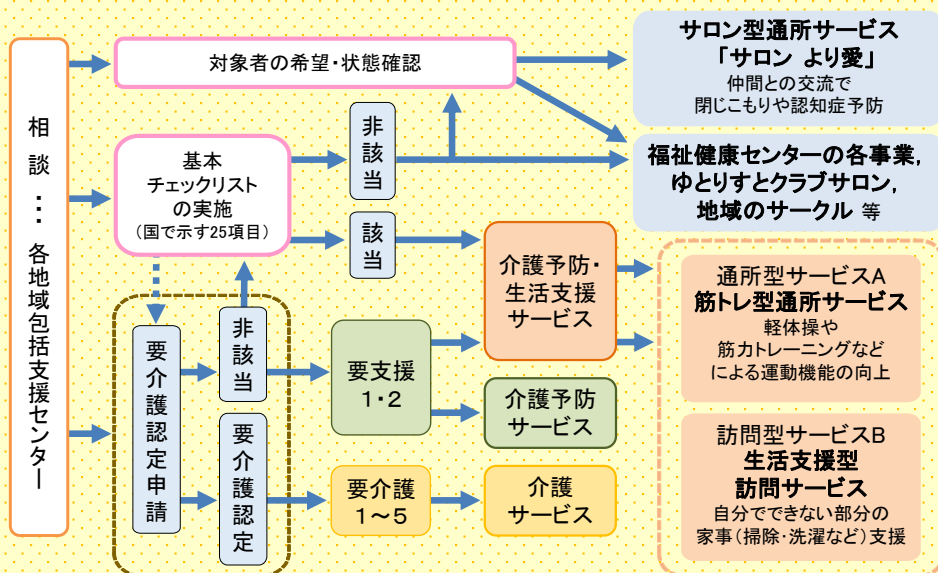
可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。



## ① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が自分自身の状態にあわせて選べるサービスを提供します。新たに、介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防・生活支援サービス及びサロン型通所サービスも展開し、高齢者の自立を支援します。

【相談から総合事業等利用までの流れ】



### ♥利用者様の声♥

「腰痛が減ってきて台所に立つのが楽になってきたわ」

「一人では掃除等が大変だったので、手伝ってもらって助かっているわ」

※基本チェックリスト：介護の原因となりやすい生活機能の低下についての25項目の質問票です。

※40歳以上65歳未満の方は、基本チェックリストによらず要介護認定受付が必要です。

【問い合わせ】  
各地域包括支援センター

## ② 市民協働で高齢者を支える仕組みづくり

地域の方（サポーター）が地域の高齢者を支える地域循環型の仕組みを推進します。

●地域サポーターの育成（養成研修・交流会）  
地域で実施しているゆとりすクラブ・サロン等をサポートする人材を育成します。

●運動サポーターの育成  
「介護予防・生活支援サービス事業 筋トレ型通所サービス」を支援するサポーターを、運営事業所との連携を取りながら短期コースで育成します。

●施設サポーターの育成  
（高齢者福祉施設と地域の支えあい支援事業）  
事業を実施する施設に協力しながら、定期的に施設へ訪問し、傾聴や入居者との食事、掃除等を支援するサポーターを育成します。

●生活支援員の育成  
「介護予防・生活支援サービス事業 生活支援型訪問サービス」における家事支援を担う生活支援員を育成します。

【支えの地域循環サポーターの元気は地域の元気】



### ♥参加者様の声♥

「一緒に年齢重ねて、教えてもらえることたくさんあるわ。」

「そこにとどまっても答えは、見つからない。あなたも第一歩踏み込んでみて！」

【問い合わせ】 富谷市保健福祉総合支援センター 電話 348-1138



### ③ 認知症に理解のある地域づくり

#### ●認知症学びの講座

「認知症ってどんな病気？」  
「どんな症状がでるの？」  
「どんなふうにかかわればいいのか？」など、  
認知症について必要な知識を学べる講座を開催しています。町内会、市民グループ、職場などに伺います。

#### 【問い合わせ】

富谷市保健福祉総合支援センター  
電話 348-1138

#### ●認知症SOSネットワークシステム

（事務局：大和警察署）

認知症の高齢者が徘徊等で所在不明になった場合に、SOSネットワークの要請を受けて大和警察署が会員に手配します。事前登録もできますので、いざという時の早めの対処が図れます。

#### 【問い合わせ】大和警察署（生活安全課）

電話（代表） 345-0101

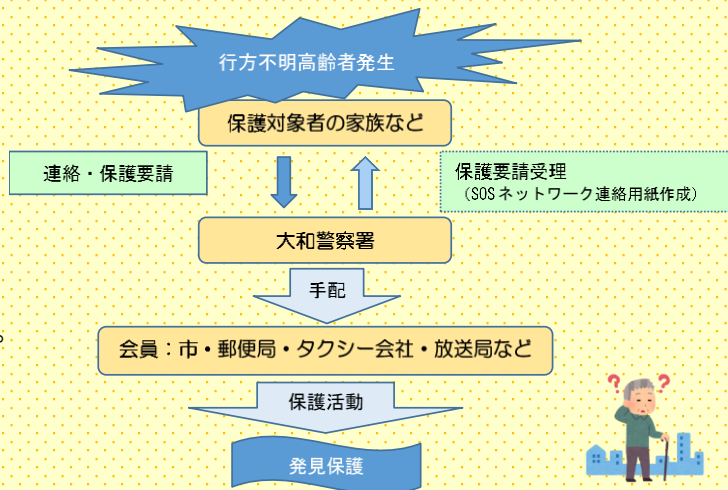
一緒に学んで、認知症に対する偏見がなくなり、認知症の人やその家族の応援者になりましょう。  
皆さんの身近な地域に向きますので声をかけてください！



- オレンジリングは、「認知症の人を応援します」という意思を示す「目印」
- エコバックは、富谷市全体で認知症を支える連帯の証



#### 【SOSネットワークシステムの概要】



### ④ 高齢者支援体制・・・地域包括支援センターの機能強化

3か所の地域包括支援センターが関係機関と連携・協働により高齢者の生活を支えます。地域ケア会議の開催や生活支援コーディネーターを配置し、高齢者支援体制の充実を図ります。

※地域包括支援センター……主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職員が高齢者の暮らしを支える地域の相談・支援機関です。

※生活支援コーディネーター……ボランティアへの声かけや高齢者とボランティアをつなぐ等、高齢者に寄り添い支援します。

#### ♥利用者様の声♥

「身近なところで訪問相談にのってくれてたすかったわ。」

#### ●地域包括支援センターいちい

電話 343-5920

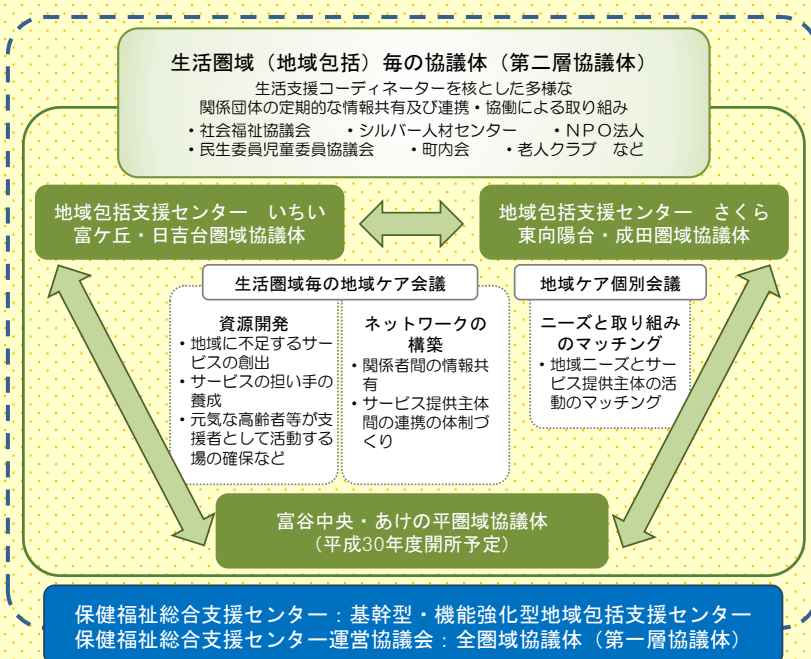
#### ●地域包括支援センターさくら

電話 205-2571

#### ●富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター委託予定(平成30年度)

※保健福祉総合支援センターは、3か所のセンターを統括する基幹型センターとして拡充します。

電話 348-1138





市では、高齢者人口や介護サービスの量を見込んで、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護保険料の改定を行っています。介護給付費は、平成30年度～32年度（第7期）には、平成27年度～29年度（第6期）に比べて約15%上昇し、要介護等認定者数も増加する見込みです。

そのため、平成30年度～32年度（第7期）の介護保険料については、第6期より約3%上昇の下記の通りの額に改定します。所得段階については、第6期と同様の12段階としました。

### ◆◆ 第7期事業計画における主な改正ポイント ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

- 第1号被保険者の介護保険料の負担割合が、22%から23%に上昇
- 介護サービスに係る介護報酬が、0.54%引き上げ
- 保険料軽減として、平成30年度は所得段階第1段階を0.50から0.45に、平成31年度の消費税増税により、第1段階～第3段階をさらに公費により保険料の軽減が行われる予定
- 一定以上の高額所得者に関して、利用負担割合が2割から3割に
- 高額介護サービス費の月額を、住民税を課税する一般的な所得のある高齢者の上限額を引き上げ

### ◆◆ 所得段階別保険料額 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

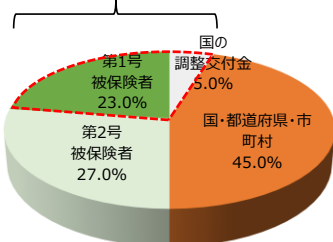
| 区分          | 段階    | 対象になる方    |                                     |                                              | 調整割合           | 月額（年額）保険料            |                          |
|-------------|-------|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------|----------------|----------------------|--------------------------|
|             |       | 市町村民税課税状況 |                                     | その他の条件                                       |                |                      |                          |
|             |       | ご家族       | ご本人                                 |                                              |                |                      |                          |
| 基準額より軽減される方 | 第1段階  | —         | —                                   | 生活保護受給者                                      | (0.50)<br>0.45 | (2,875 円)<br>2,588 円 | (34,500 円)<br>(31,100 円) |
|             |       | 全員非課税     | 非課税                                 | 老齢福祉年金受給者                                    |                |                      |                          |
|             |       | 全員非課税     | 非課税                                 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下</u>          |                |                      |                          |
|             | 第2段階  | 全員非課税     | 非課税                                 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下</u> | 0.65           | 3,738 円              | (44,900 円)               |
|             | 第3段階  | 全員非課税     | 非課税                                 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>120万円超</u>          | 0.75           | 4,313 円              | (51,800 円)               |
| 第4段階        | 課税者あり | 非課税       | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下</u> | 0.85                                         | 4,888 円        | (58,700 円)           |                          |
| 基準額         | 第5段階  | 課税者あり     | 非課税                                 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円超</u>           | 1.00           | 5,750 円              | (69,000 円)               |
| 基準額より増額される方 | 第6段階  | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>120万円未満</u>                    | 1.20           | 6,900 円              | (82,800 円)               |
|             | 第7段階  | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>120万円以上 200万円未満</u>            | 1.30           | 7,475 円              | (89,700 円)               |
|             | 第8段階  | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>200万円以上 300万円未満</u>            | 1.50           | 8,625 円              | (103,500 円)              |
|             | 第9段階  | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>300万円以上 400万円未満</u>            | 1.65           | 9,488 円              | (113,900 円)              |
|             | 第10段階 | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>400万円以上 700万円未満</u>            | 1.85           | 10,638 円             | (127,700 円)              |
|             | 第11段階 | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>700万円以上 1,000万円未満</u>          | 2.00           | 11,500 円             | (138,000 円)              |
|             | 第12段階 | —         | 課税                                  | 前年の合計所得金額が <u>1,000万円以上</u>                  | 2.25           | 12,938 円             | (155,300 円)              |

### ◆◆ 介護保険の財源内訳 ◆◆

※年額保険料については、100円未満切り上げ

※第1段階の対象者に対しては、基準額0.50の調整割合をさらに0.05引き下げ負担を軽減

富谷市は第1号被保険者が負担  
(国の調整交付金0%)



### 介護保険はみんなで支えています！

介護保険の財源は、保険料と公費でそれぞれ半分ずつ負担しています。今期は第1号被保険者（65歳以上の方）が納める保険料が費用全体の23%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）が27%を負担し、社会全体で支える仕組みとなっています。

◆発行年月：平成30年3月 ◆編集：富谷市保健福祉部 長寿福祉課

◆〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30 ◆電話：358-0513 ◆FAX：358-9915